



じんけん通信

令和8年(2026年)6月号(第218号)

「人身取引」は、決して遠くの出来事ではなく、身近にある人権侵害です。
あなたの周りに、被害に遭っている人がいるかもしれません。また、気が付いていないだけで、あなたが被害に遭っているかもしれません。

今回は、人身取引について理解を深めていきます。

特集 人身取引は身近な人権侵害

人身取引とは

人身取引とは、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

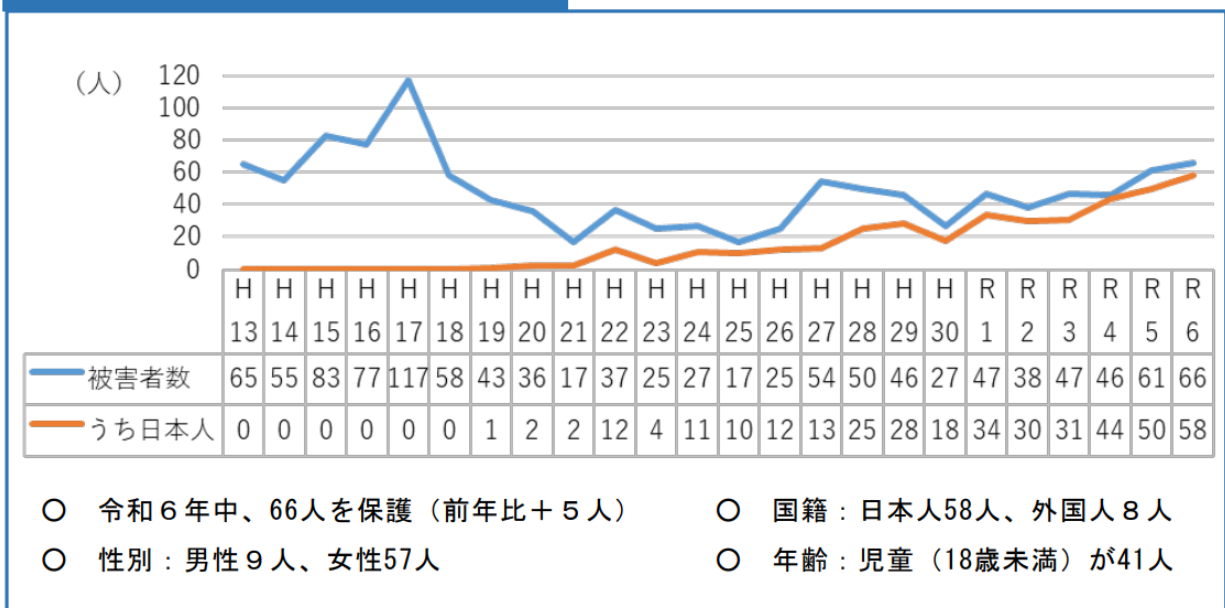
法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動が行われています。

令和6年(2024年)には、人身取引の被害者として66人が保護されています。そのうち、58人が日本人でした。また、18歳未満の児童は41人でした。

人身取引の被害者数は、近年、増加傾向にあります。



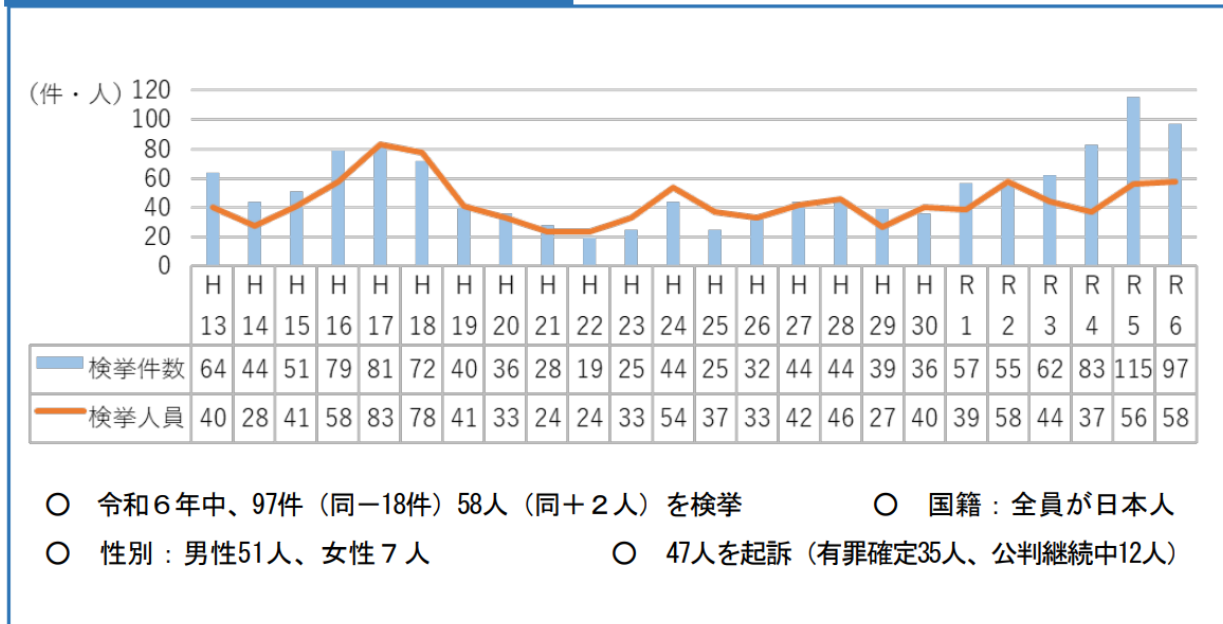
(1) 人身取引被害者の状況



出典：内閣官房 人身取引対策推進会議(第12回)資料

また、令和6年(2024年)の人身取引の検挙件数は97件、検挙人員は58人でした。

(2) 人身取引被疑者の状況



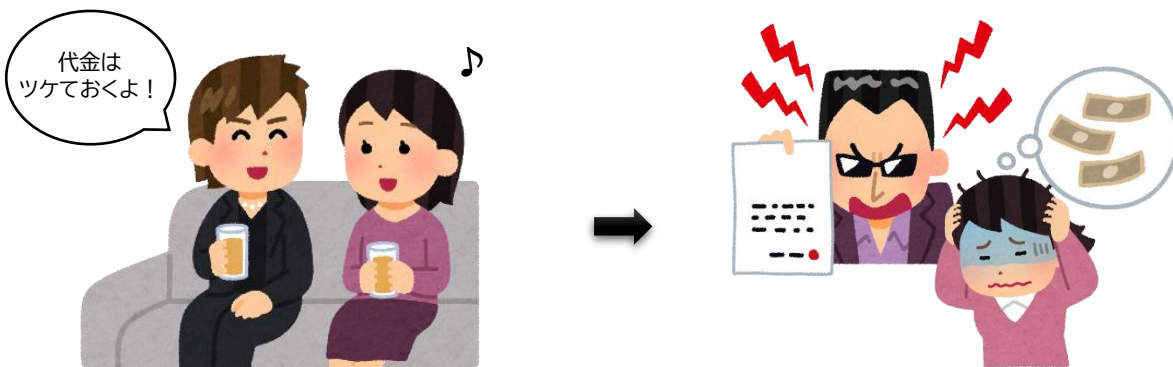
出典：内閣官房 人身取引対策推進会議(第12回)資料

被害の実態

※内閣官房 人身取引対策推進会議の資料および警察庁ホームページに掲載された事例より作成

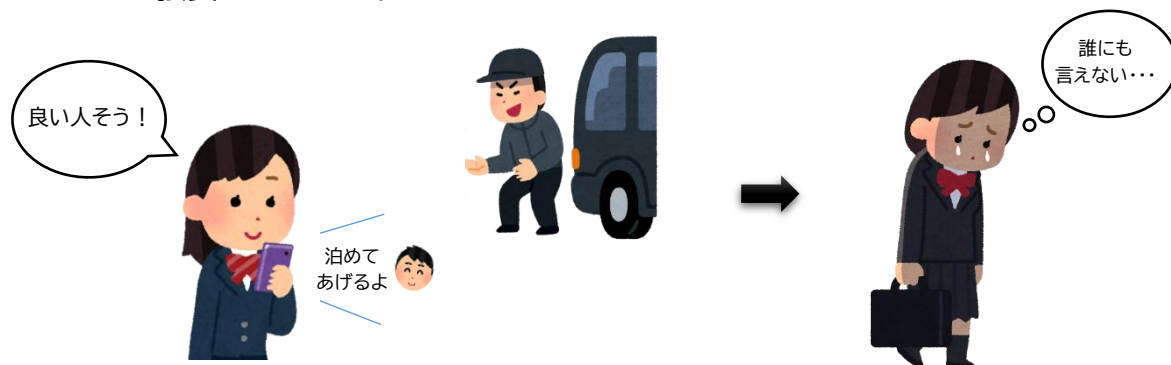
■ケース1 ～悪質なホストクラブ～

お金はないが、ホストに「代金はツケておくよ」と言われ、ホストクラブに通い続けた。ある日、借金の返済を求められた。返せないなら売春するしかないと言われ、客待ちをさせられた。



■ケース2 ～子どもが被害に～

家出をしたくて SNS で知り合った人に会いに行ったら、知らない店に連れていかれ、性的サービスを強要させられた。



■ケース3 ～外国人が被害に～

ダンサーとして働くために来日したら
パスポートを取り上げられ、ホステスとして無理やり働かされた。



■ケース4 ～好きな気持ちを利用され～

SNSで知り合った男性と交際を始め、結婚の話もしていた。
しかし、相手から「お金に困っている。二人の将来のために、助けてほしい。」と言われ、
無理やり援助交際をさせられた。



人身取引をなくすために

人身取引をなくし、被害者を救うため、被害に遭わないためには、人身取引が身近にあることを認識することが大切です。

人身取引の被害は、表面化しにくくなっています。借金などの弱みに付け込んで、逃げられない状況を作り出したり、マインドコントロールによって被害に遭っていることを自覚させないなど、手口が巧妙になっています。

あなたや、あなたの周りに、次のようなことはありませんか？

- 借金等を理由にしたり、暴行・脅迫を受けたりして、売春や性的サービスなどを強要されている
- 売春などで得た現金などを他人に渡している
- 外国人がパスポートを取り上げられたり、外出を制限されたりして働かされている

ジンケンダーラジオ 放送中♪

県では、日々の暮らしの中で人権について考え、行動につながるきっかけとなるよう、エフエム滋賀(e-radio FM77.0)で人権啓発ラジオ番組を放送しています。※「style!」の番組内

今月の放送予定 毎週火曜日9時 30 分頃～(5分間)
6月 2日……「性の多様性①～多様な性ってなんだろう～」
6月 9日……「やさしい日本語」
6月16日……「ジェンダー平等」
6月23日……「デートDV」
6月30日……「就職と人権」



番組には、エフエム滋賀のパーソナリティー 林智美さんと、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」が出演しています。ちょっと難しい人権課題を、わかりやすく解説しています。

放送から1週間以内であれば、「radiko」(アプリ)で聴くこともできます。ぜひお聴きください！

人権カレンダー 6月

●1日 人権擁護委員の日

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーとして、様々な人権侵害など、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などでお困りの方は、「みんなの人権 110 番（電話 0570-003-110）」までご相談ください。

●12日 児童労働に反対する世界デー

平成 14 年(2002 年)に ILO(国際労働機関)が制定しました。児童労働の撤廃をめざして、世界各地で様々な活動が展開されます。

●20日 世界難民の日

難民の保護と支援に対する関心を高め、世界各地で行われている難民支援活動への理解を深めるために、平成 12 年(2000 年)12 月の国連総会で決議、制定されました。毎年、世界各地で様々な活動が展開されます。

●22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

平成 21 年度(2009 年度)から、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律の施行日である 6 月 22 日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められています。ハンセン病に対する偏見・差別をなくすため、この機会にハンセン病への理解を深めましょう。

●23日 慰霊の日(沖縄県)

沖縄県が制定している記念日で、沖縄戦等の戦没者を追悼する日と定められています。毎年この日に、糸満市の沖縄平和祈念公園で沖縄全戦没者追悼式が行われます。

●23日～29日 男女共同参画週間

6 月 23 日から 29 日は「男女共同参画週間」です。国、地方公共団体などが、男女共同参画社会づくりに対する国民の理解と関心を高めるためさまざまな行事を行います。